

令和6年(2024年)3月8日

滋賀県立柳が崎ヨットハーバー艇庫利用団体 代表者様

滋賀県立柳が崎ヨットハーバー
支配人 南 和 巳

艇庫利用期間満了にともなう継続利用申請書の提出について

平素は、当施設の管理運営に格別のご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。
さて、現在利用されています艇庫の利用期間が、令和6年(2024年)3月31日をもって
期間満了となります。

つきましては、継続利用をご希望の団体は、同封しました関係書類に必要事項を記入いただき、
下記期限までにご提出をお願いいたします。

また、当ハーバーのホームページ (<https://www.bsn.or.jp/yacht/>) にも同様の関係書類(Excel)
を掲示してありますので、必要事項を入力の上、メール (yacht@bsn.or.jp) にてご提出いた
いても構いません。

■ **継続利用期間** 令和6年(2024年)4月1日から、令和7年(2025年)3月31日まで

■ **送付書類**

・施設等使用申込書(3枚複写)	1通
・団体構成員名簿	1通
・所有艇一覧用	1通
・レスキュー艇調査票	1通
・料金表	1通

■ **提出書類**

・施設等使用申込書(3枚複写)	※必要事項記入後、3枚とも提出 <u>備考欄に今後連絡をできる方のメールアドレスをご記入お願いします</u>
・団体構成員名簿	
・所有艇一覧用	
・レスキュー艇調査票	

■ **提出期限** 令和6年(2024年)3月31日(金)

■ **提出先** 〒520-0022 大津市柳が崎1-2
滋賀県立柳が崎ヨットハーバー

当ハーバーに提出書類が全て揃い次第、承認書および利用料納付の案内を郵送させていただきます。

滋賀県立柳が崎ヨットハーバー
TEL 077-527-1141